

愛媛県

男女共同参画推進委員制度

利用案内

「愛媛県男女共同参画推進委員」は、愛媛県男女共同参画推進条例に基づき設置された男女共同参画に関する苦情等の処理機関です。

■県の施策について男女共同参画の観点から苦情がある場合

■性別による差別的取扱いなどにより人権が侵害された場合に、県民の皆様からの申出を受けて、知事から委嘱された3名の委員が、県から独立した機関として公平・中立な立場で、必要に応じて調査や改善に向けた助言・働き掛けなどを行います。

この制度が適切に利用され、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する男女共同参画社会が一日も早く実現できるよう願っています。



愛媛県企画振興部政策企画局
少子化対策・男女参画課

I 制度の内容

Q1 どんなことを申し出ることができますか？

- 愛媛県が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について改善を求めるもの
- 愛媛県内で発生した性別による差別的取扱いや、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害事案で、具体的な被害や不利益をこうむり、相手方に対し改善等を求めるもの

Q2 誰が申し出ることができますか？

愛媛県民のほか、愛媛県内で活動している法人その他の団体（グループなども可）も申し出ることができます。

また、本人に代わって、代理の方が申し出ることでもあります。ただし、代理人届が必要です。

Q3 申出はどのようにすればいいのですか？

所定の「男女共同参画に関する苦情等申出書」に必要事項をご記入のうえ、下記の愛媛県男女共同参画推進委員事務局へ持参、郵送するか、ファクス、電子メールでお送りください。

申請書の様式は県のホームページからもダウンロードできます。
「愛媛県庁ホームページ」⇒「くらし・防災」⇒「人権・男女共同参画」
⇒「少子化対策・男女参画課」⇒「男女共同参画」

なお、所定の申出書を使わなくても、申出人の氏名、性別、住所、電話番号、申出の趣旨（改善して欲しいこと）、申出の理由（具体的な内容と経緯、申出に係る相手方）、他の機関への相談等の状況について記入されたものをご提出いただければ、申出として受け付けます。

【申出書提出先・問い合わせ先】

愛媛県男女共同参画推進委員事務局（愛媛県男女共同参画センター内）

≪業務時間：月曜日・祝日以外の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分≫

〒791-8014 松山市山越町 450 番地

TEL：089-926-1633

FAX：089-926-1661

E-mail：ehimewfd@e-kagayaki.or.jp

【制度に関すること】

愛媛県 企画振興部政策企画局 少子化対策・男女参画課 活躍推進グループ

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2

TEL：089-912-2332

FAX：089-912-2249

E-mail：shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp

Q4 申出はどのように処理されるのですか？

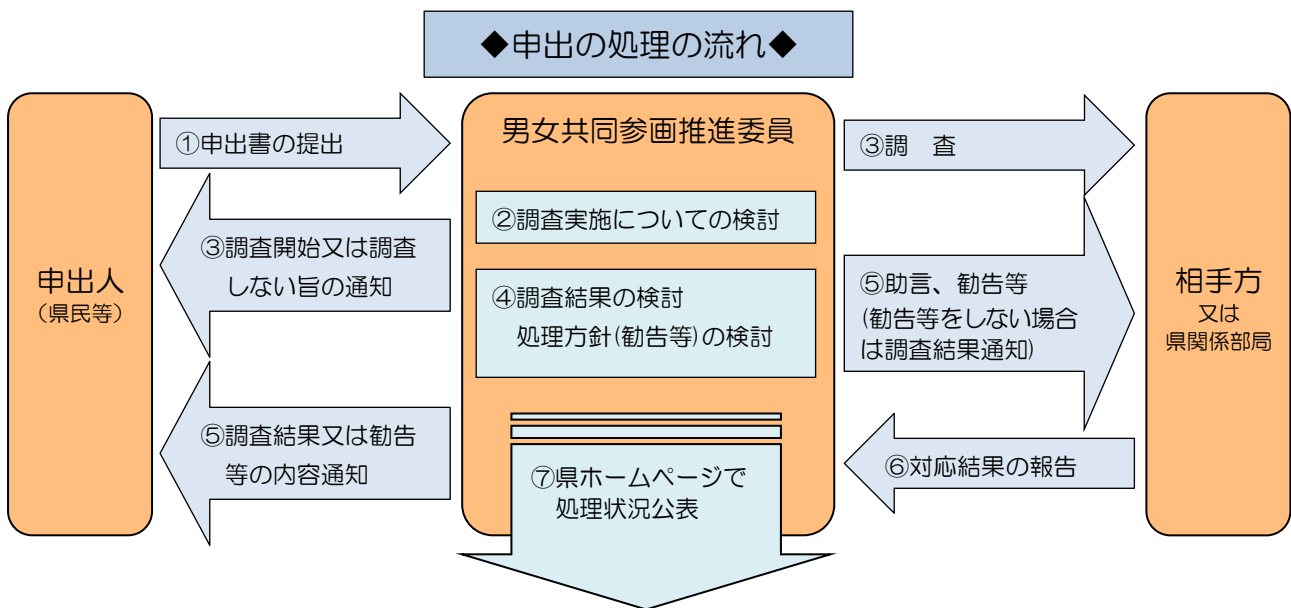
下の図の流れのとおり、提出された申出は推進委員が内容を検討し、まず、調査すべき申出かどうかを審査します。そして、調査が必要と判断した場合は、推進委員が県の関係部局や申出に係る相手方に対して調査を行い、その結果必要があると認めるときは、

■県の施策についての苦情の場合は、助言、意見表明、勧告

■人権侵害の事案については、助言、注意、是正の要望 等を行います。

なお、人権侵害の事案は、必要に応じて関係する救済機関に引き継ぐことがあります。

また、一定の期間が経過した後、申出人や関係者などが特定できないよう個人に関する情報の保護に十分配慮した上で、公表させていただきます。



Q5 すべての申出が調査されますか？

次のような申出については、この制度では調査しないこととなっています。推進委員が、調査すべき申出ではないと判断した場合は、その理由と合わせて申出人にお知らせします。

■裁判所において係争中の事案や判決等により確定した事項

■行政庁において審理中の不服申立てに係る事案及び裁決等により確定した事項

■男女雇用機会均等法において、紛争の解決の援助又は調停の対象となる事項

■議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

■男女共同参画推進条例や施行規則に基づく推進委員の行為に関する事項

■その他、推進委員が適当でないと認める事項

■人権侵害の申出が、その人権侵害があった日の翌日から1年を経過した日以後になされたとき

II これまでの申出件数

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20 ~H23	H24	H25 ~H28	H29	H30 ~R6	合計
県の施策に関するもの	4	5	2					1		1		13
人権侵害の事案	1	2		1	1	1						6
合 計	5	7	2	1	1	1		1		1		19

Ⅲ これまでの主な申出への対応例

区分	申出内容	対 応 等
県の施策に関するもの	県が共催（正しくは後援）し、審査にも関わっているミスコンテストがあるが、県は今後一切のミスコンテストの主催・共催を止めて欲しい。	調査の結果、県の農産園芸課及び参画推進課に次の内容の助言書を交付した。 ■「ミス〇〇」等を活用した事業に県が関与することは適当でないので、県庁内の意識改革を進めるべき。
	小中高校の標準服・制服におけるジェンダーの押し付けを改善して欲しい。	調査の結果、条例に基づく助言等を行わないこととしたが、教育委員会に対して関連研修の実施を要望した。
	県女性総合センター（現男女共同参画センター）正面ロビーに設置している女性像を撤去して欲しい。	調査の結果、次のとおり申出人に通知した。 ■芸術作品であるこの像を設置することに問題はなく、撤去の必要はない。
	知事がミス〇〇と面会しないこと及びミスコンテスト関連行事等への県の関与についての調査・指導をして欲しい。	調査の結果、次のとおり申出人に通知した。 ■知事が面会する人について一定の基準を設けて事前に選別し、面会しないよう求めることは適当ではなく、現段階では調査の必要もない。
	県の委託を受けて作成された県医師会、小児科医会発行のパンフレットの内容が思春期の女性の性的自己決定権と女性の健康を軽視するものであるので早急にパンフレットを改定して欲しい。	調査の結果、次のとおり申出人に通知した。 ■当該パンフレットは、児童・生徒の総合的な成長段階の過程で、中学生という時期におけるセックスのあり方について説明するものであり、パンフレット自体は特に問題はなく、改定の必要はない。
	NPOの行う旧遊郭周辺地域でのまちづくりの企画は、女性の人権を侵害しているので中止すべきであり、これに市が助成することも中止させて欲しい。また、県も支援を行わないで欲しい。	次の理由により、調査しないこととした。 ■県の施策と認められないこと、また、人権侵害が生じたと認められないこと。
	第2次愛媛県男女共同参画計画の数値目標である『県の女性役付職員の割合』を20%から30%へ引き上げるとともに、年度ごとの実践的研修の強化と積極的な役付き登用を具体化して欲しい。	次の理由により、調査しないこととした。 ■県の男女共同参画施策に関する苦情とは認められず、むしろ積極的提言に該当することから、県の男女共同参画施策に関する積極的な提言として、県に申出内容を伝言した。
	県が実施した「温泉でほっ！とシェアキャンペーン」は、愛媛県男女共同参画推進条例第3条、第6条、第7条、第15条に照らして問題がある。	調査の結果、次のとおり申出人に通知した。 ■当該事業は、男女共同参画推進条例の趣旨に反し、男女共同参画の推進を阻害するものとは言えないことから、勧告等を行わないこととした。
人権侵害の事案	地方祭（子ども神輿）に女子が参加できないので、町内会に改善を求めて欲しい。	調査の結果、町内会が改善に向けて前進し、方向性も示されたので、交渉過程や考え方について申出人に通知した。
	祭りのポスターが女性を排除するような表現となっており不愉快であるため、改善して欲しい。	次の理由により、調査しないこととした。 ■ポスターが貼られることによる人権侵害があったと認める状況にはないと判断されること。
	地方公務員（男性）が、配偶者の第3子出産に際し、8週間の育児休業承認請求をしたところ、上司から圧力をかけられ4週間しか取得できなかった。さらに、第4子出産に際し、4週間の育児休業承認請求をしたところ承認されたが、上司から勤務評定で不利益が生じる旨の発言があった。育休が取りやすく育児に参加しやすい環境をつくって欲しい。	次の理由により、調査しないこととした。 ■人権侵害の申出は、人権侵害があった日の翌日から1年を経過した日以後になされたときは、調査しないこととなっていること。 ■申出人が不利益をこうむったとする時期以降、県でも次世代育成支援対策推進法に基づく各種の取り組みが行われるなど、状況が変化している中、現在の県の施策に対する苦情に相当する具体的な事実の指摘がなされていないこと。